

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 4 ) ( 2 6 . 2 定 )</b>			
日 時	平成 2 6 年 6 月 2 3 日 ( 月 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 3 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、鈴木副委員長、秋元・中村・松田・上野・林下・ 中島・前田各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、上野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、安齋委員が中村委員に、川畑委員が中島委員に、高橋委員が松田委員に、酒井委員が上野委員に、山口委員が林下委員に、山田委員が前田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

---

○松田委員

一般質問させていただいた中で、確認させていただきたいことがありますので、何点か質問させていただきます。

◎不登校対策について

不登校対策についてお聞きいたします。

平成24年度の不登校児童・生徒は58人という御答弁でしたが、不登校になるにはいろいろなきっかけがあると思います。その要因を押さえていたらお示しいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

平成24年度の文部科学省の調査における本市の不登校児童・生徒の不登校になったきっかけについてであります。小学校では、登校の意思はあっても漠然とした不安などを訴え登校できないなどの情緒的不安が4名と最も多い状況でございます。また、中学校では、無気力で何となく登校しないという生徒が19名と最も多い状況で、続いて情緒的不安、さらに学校に行くという意思を認めないなどの意図的な拒否ということになっておりまして、不登校の要因、背景の複合化、多様化がうかがえる状況でございます。

○松田委員

それで、今回御報告いただいた58名については、平成24年度の数ということで、2年前の状況ですから今の状況把握は難しい部分もあると思いますが、一般的に不登校になった児童・生徒のその後の状態についてどのようなものがあるか、できれば例を示してお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

不登校になった児童・生徒のその後の状況につきましては、一般論で申しますと、子供たちの問題が解決され、通常登校ができるようになった子供、それから保健室や別室での登校、適応指導教室などの機関に通級する子供、また一定期間登校することができるようになってからもさまざまな要因からまた不登校となってしまう子供や、さまざまな働きかけを行ってもなかなか登校することができない子供など、先ほどの不登校の要因と同様、子供一人一人さまざまな状況でございます。

○松田委員

それで、今、御報告にあったとおり、市としては不登校児童・生徒への取組はいろいろされていると思いますが、小学校の場合、次は中学校ということでまだ進級されますけれども、特に義務教育を終えた中学生がその後どのようなになっているのか、進路的なものも含めてお示しいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

全市的な中学校3年生の進路については正確に押さえておりませんが、適応指導教室に通級していた生徒の進路

の状況について、平成24年度では中学校3年生が3名通級してございましたけれども、全日制及び定時制の公立高校に全員が進学してございます。また、25年度は13名通級しており、全日制、定時制、通信制の公立高校に4名、私立高校に6名、市外転出などその他が3名という状況でございます。

○松田委員

不登校対策につきましては、一般質問でも例に挙げました明石市に限らず、小樽市も全力で御努力されていると聞きました。

不登校に対する課題は本当に重要な教育課題であると聞いておりますので、今後とも、この不登校については、それだけではありませんけれども、全力で取り組んでいただきたい、一人一人の方に合った指導のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○秋元委員

◎街路灯について

私は、先日に引き続きまして、街路灯について何点か伺いたいと思います。

まず、先日市長から、いずれは市として新設といいますか、改修していきたいというお話を伺いました。私もそれについては町会の負担などが抑えられるのであれば反対するものではないのですが、先日、環境ですとかまちづくりの面から見まして、もう一度考えていただきたい点を何点か挙げさせていただきました。制度にしても更新にしてもこれから考えることがあると感じますけれども、その上で現在の状況を市として、例えば各町会に通達する方法で、もう一度街路灯の状況を把握してはどうかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

街路灯の関係で、現在の実態を調査してはどうかという御質問かと思うのですが、現状でも街路灯設置費の助成をする場合には、1灯ずつ職員が現地調査をして交付決定通知を出しています。その後、工事をしてもう一回見に行くという状況でございますけれども、このLED化の制度を検討する際に、全ての街路灯を事前に実態調査を行うためには多くの時間と労力が必要と思われるので、その必要性ですとか方法などについては、今後、検討してまいりたいと考えております。

○秋元委員

たぶん実態調査を行えば、時間はかかってしまうのではと思います。

私も小樽市内のいろいろなところで、街路灯の状況などを見ますと、私の住んでいる地域などでは夜間は結構暗い状況ですから、LEDに交換されれば住民の皆さんは喜ぶのだろうと。ただ、状況によっては、古い裸電球のような木柱に街路灯が設置されている部分がありまして、新しいLEDに交換された場合に、例えば照度など、その効果などを考えますと、間引きといいますか、必要のないところは減らしていくという方法もあるのかと思うのですが、そういう部分も含めて状況を把握していったほうがいいのかと思うのですが、その辺ではいかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

現状では、街路灯は町会が防犯上この場所に必要だということで申請をお受けいたしまして、町会も負担しておりますし、それに対して市も支援しているという状況でございますけれども、これからこの街路灯の制度の見直しが始まるということで、この基準の必要性も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○秋元委員

わかりました。それで、これまで毎年、市の補助事業を通して改修を進めてこられた町会があると思いますけれども、そういうところの扱いといいますか、既にLEDなりナトリウム灯なり無電極式などに改修した町会への対応といいますか、その辺の考え方というのは今後どのように考えられますか。

○（建設）庶務課長

省エネの街路灯はナトリウム灯ですとか無電極式ですとかLEDがございませうけれども、それぞれ特徴がございませう。今、一番経済的といいますか、省エネにすぐれているのがLEDということですので、これを軸に考えてまいりたいと考えております。

○秋元委員

以前に庶務課長から、ナトリウム灯、無電極式、LEDの寿命ですとか設置費ですとか電気料金などについて調べていただき、資料を出していただいた経緯がありますけれども、例えば無電極式で言いますと、この資料によると寿命が最長10万時間ということですが、LEDは6万時間です。寿命から大体、1日平均9時間点灯すると考えて割り返すと無電極式は約30年、LED灯は約18年もつということ、初期投資は入っていませんけれども、ランニングコスト、電気料金だけを見ても、無電極式のほうが安く、LEDのほうが若干高くなりますが、その辺の試算というのはされておりますか。

○（建設）庶務課長

ただいま無電極式とLEDのお話がございましたけれども、それぞれ特徴がございまして、LEDは比較的限定された場所を照らすことにすぐれていると、無電極式は出力が大きいものが多いものですから、広い場所を照らすことにすぐれているということで、設置費としては無電極式のほうが金額的には高い状態でLEDのほうが安いのです。また、電気料金で見ますとLEDのほうが安価で、無電極式は容量が大きいものですから、その分、電気料金も大きくなっているという状況でございます。

○秋元委員

先日お話しした際も、市長はほかの委員の質問に、結局は7割ぐらい電気料金が抑えられるということでお話しされてはございましたけれども、今、無電極式58ワットとLED27ワットで試算しましたが、時間がたてばたつほど無電極式も、LEDに負けないぐらい高効率といいますか、非常に経済的なのです。そういうことを考えると、市長が言われたとおり、やはり町会の負担ですとか市の負担を将来的に減らすということを考えれば、もう少しいろいろな用途や場所によって物も選ぶような考え方もできるのかというふうに思いますけれども、その制度なり方法なりはこれから考えていくということですが、ぜひこの点も踏まえて一度試算もしていただきたいと思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

ただいま用途によって使い分けてはどうかというお話だったかと思っておりますけれども、今回の見直しの中でこの辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

○市長

私としては、まず一つに財政的な問題があるものですから、電気消費量の少ないLEDを中心に考えてみたのですが、秋元委員がおっしゃるようないろいろな状況があってもいいのだらうと思っておりますので、そういったことや、町会への補助制度も含めて検討していきたいと思っております。できるだけ時間をかけないでできると思っております。そうはいつても、1万4,000灯あるわけですから、少しは時間がかかると思っておりますけれども、できるだけ前倒しで検討していくようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○秋元委員

市長に答弁していただくとか何か終わってしまいそうなのですが、あと何点が要望といいますか、考え方の部分で確認していきたいのは、細かい話になりますけれども、やはり今、市長が言われたとおり、設置の基準なども改めて検討していただきたいと思うのですが、庶務課長に伺いましたら、今は町会から申請をいただき、助成の対象に適合すれば助成金を支給しているということでしたけれども、今は細かい基準がないために、例えば先ほど言った木柱ですとか北海道電力の電柱、またNTTの電柱などさまざまあるかと思っております。木柱も可能ということ

だったのですが、先ほども言ったとおり、灯具については長期間もつのですけれども、木柱などはそれほどまたないという状況もありますし、やはり制度を改めていく中でその辺も検討していかなければならないのかというふう  
に思うのです。

あともう一つ、新しい制度を考える上で、警察庁から街路灯などの考え方が、あまり細かくないのですが、どう  
いうものが効果的かというものが示されておりまして、庶務課長に話をさせていただいたのですが、このことにつ  
いての街路灯の押さえというか調べていただきましたでしょうか。

○（建設）庶務課長

委員から、警察庁の安全・安心なまちづくりの基準を伺いましたので、そういうものですか、先ほど木柱の話  
がありましたけれども、あまり長くもたないのではないかというお話ですが、その辺も含めまして検討させていた  
だきたいと思います。

○秋元委員

それで、市長は前向きに検討していただいているということなのですが、約 1 万 4,000 灯あるということで、まず  
はいつぐらいをめどに更新していくのかということが一つあります。というのは、やはり既に更新したいと考えら  
れている町会もありますが、例えば来年度、再来年度にそういう市の制度が始まるということを考えると、破損し  
ていない限りはもう少し我慢しようかというところも出てくるかと思います。その辺が少し心配されるところ  
ですが、いつぐらいをめどにその制度をつくって実施しようとしているのか伺いたいと思います。

○（建設）庶務課長

今、検討が始まる場所ですので、その辺も含めてなるべく早くやりたいと思っているのですけれども、どのぐ  
らいかかるかというのは今この場では申し上げられませんが、御理解をお願いしたいと思います。

○秋元委員

そうですね。なかなかこれからの部分が多いというふう思うのですが、私としては先日も、市の持ち出しが少  
なく、町会としても非常にメリットがあるリース方式はどうかという話をさせていただき、今回、庶務課長に制度  
を調べていただきました。その制度について紹介していただけますか。

○（建設）庶務課長

道内の自治体におきましては、帯広市と深川市でリースを利用して短期間で一括して通常の防犯灯を LED 化す  
るという事例がございます。帯広市におきましては、更新する街路灯が 1 万 3,000 灯ぐらい、それから地域のもの  
も含めまして事業主体が町会の連合会になりますけれども、10 年リースということでこの連合会でリースを組みまし  
て、一括して 2 年で LED 化を進めるという作業を今やっているところと聞いております。

それから、深川市におきましても、町会が管理している街路灯が 2,000 灯ございますが、これを 10 年間のリースで、  
これは市がリースすると聞いていますけれども、これを LED に切り替えるということを平成 26 年度からやってい  
ると伺っております。

○秋元委員

予算ですけれども、市の負担ですとか、例えば町会の負担というのは調べられましたか。

○（建設）庶務課長

具体的な負担については、まだ詳細までは調べておりません。申しわけございません。

○秋元委員

わかりました。市長も前向きに考えていらっしゃるということで、水を差すようなことは言いませんけれども、  
ぜひ設置基準の考え方が、まちづくりの観点、また、市や町会の負担の軽減という部分では、これから新し  
い制度を考えていくと伺いましたが、一つ私が言ったことも参考にしていただいて、ぜひ早い実施をしていただ  
ければと思いますので、よろしく願いいたします。

## ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

## ○林下委員

### ◎ふれあいバスの I C カード化について

まず、ふれあいバスの関係につきまして、先般も予算特別委員会の場で取り上げられておりますけれども、私も話を伺いまして、やはり小樽市にとっても、北海道中央バスにとっても、作業の繁雑さや苦情の対応などいろいろな負担があるのだと理解をしております。それで、この間、ふれあい回数券を売ってくれなかったという話などもありましたが、実は乗務員というのは、作業を見ていただければわかると思いますけれども、運転をしているばかりではなくて、大変な量の作業をこなしている。今、道路交通法で運転中に携帯電話をかけていても処分されるぐらい、運転というのは一瞬のすきもないように求められている時代に、あれだけのいろいろな作業をしているということでは、乗務員も大変なのだとは私に思っているのです。

御承知のとおり中央バスは、今、小樽市内全線及び郊外線で I C カードというものを導入しております、たしか 5 月 20 日から実施をしているということで理解をしておりますけれども、ふれあいバスの利用者は、整理券やふれあい回数券を入れたりあるいは差額分の運賃を払ったり、いろいろ複雑な作業が伴います。特に高齢者はバス停に到着する前から席を立て準備をしますが、不安定な姿勢でそういうことをするため、時間がかかります。乗務員にとっては、車内で乗客が転倒しますと、道路交通法上、立派な交通事故として処理されることになるのです。それで例えば、こんなことはあってはいけないうすけれども、車内で転んでけがをした場合、例えば骨折などすると何か月もかかりますから乗務員が免許停止になるとか、そういう過酷なことになってしまうものですから、非常に大変だと思っています。バス会社としてももちろんそうすけれども、利用者にとってもこの I C カードの導入というのは、そういう負担を軽減させる意味では非常に効果のあるものだと思っておりますが、小樽市としても、こういう切替えへの対応というのは、今、何か検討されているかどうか、まずはそこから伺いたしたいと思います。

### ○（福祉）地域福祉課長

ふれあいバス制度に対する I C カードの導入ということすけれども、私どもも中央バスで I C カードを導入したことは認識しております。ただ、導入されたばかりすので、今、検討しているということはありません。

## ○林下委員

検討していないということすけれども、例えば札幌市では、ふれあいバスと同じような制度があり、中央バスでも、もっと早くから I C カードを導入しているため、I C カード化されているかということ調べてみましたら、そういう形になっているようであります。

それで、例えば I C カードを導入するとすれば、小樽市としてどんな課題があるのかというのは何か検討されていますか。

### ○（福祉）地域福祉課長

私どもが伺っているところでは、札幌市でも I C カードを導入しているという状態ではないそうです。I C カード化を今後進めていかなければならないということで、そういった検討を今されているということで伺っております。

小樽市の場合、現在のふれあいバス制度が中央バスの I C カードのシステムに乗せられるかどうかというのが、まだ導入されたばかりで、詳しいことを伺っている状況ではありませんので、今のところ、その課題がどうなのか、実際に乗せられるかどうかということも含めて、今後、研究をさせていただきたいと、このように考えております。

## ○林下委員

この I C カードというのは、今、例えば Kitaca とか SAPICA とかいろいろなものが導入されていて、それぞれ互換

性があったり、あるいは今お話があったような、例えば利用状況の把握であるとか、いろいろな機械に機能を持たせるとか、カード自体に機能を持たせるとかということもあるのでしょうかけれども、いろいろなメリットがあり、それでこれだけ急速に普及してきているのだらうと思うのです。それで、中央バスから、例えばこういうふうに切り替えてくれというような考え方の提示は受けていますか。

**○（福祉）地域福祉課長**

中央バスからは、正式に I C カードを導入してほしいというお話ではなく、市と中央バスの懇談がありまして、その場で I C カードを使っていますから、今後、ふれあいパスについても考えていただきたいというお話は聞いております。

**○林下委員**

問題は、私が前段にいろいろ申し上げたように、I C カードのメリットというのは結構いろいろな意味で利用者側にとっても会社側にとってもメリットはあるし、市としてもいろいろなデータを求める場合、非常に正確なデータが得られるということでも、あるいは事務作業が軽減されるというメリットもたくさんあると私は思っているのですけれども、I C カードというのは、必ず保証料というのが発生するのです。それはたぶん個人が負担しなければならないものだと思うのですけれども、そういったものも含めて、小樽市が新たに負担を求めるとか求められるとかということはあまり発生しないと思うものですから、できれば早くそういうカードの導入に踏み切っていただきたい、今までずっと議論を聞いていてそういう必要性はあるのだらうなと思ったものですから、その辺についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○（福祉）地域福祉課長**

繰り返しになって恐縮ですけれども、やはり今のシステムに本当に乗せられるかどうか、委員がおっしゃるように課題は何かということもあります。また先ほどの個人負担の保証料の問題について、そのまま個人に負担させていいのかどうかという、そういった議論にもなるかもしれませんので、まずは中央バスからいろいろな情報を提供してもらいながら今後研究してまいりたいと考えております。

**○副市長**

ふれあいパスの I C カード化ですが、今回のふれあいパスの負担見直しのときに少し検討した経緯があります。私も I C カードを使って、今、小樽市内のバスに乗ってまして、SAPICAなのですが、札幌市とも話をしたところ、札幌市では、まだ I C カードによってふれあいパスのようなものは使えない状況なのです。

札幌市にはウィズユーカードというものがありまして、それを基にふれあいパスみたいな制度としてやっていると。ただ、I C カードにすることによって、システムを直すのが共通なものですから、何億円かの負担が札幌市にかかってくると。システム改修ができるかどうか、今、検討中でありまして、札幌市ができるのであれば、そのパッケージを小樽市で安くいただいて、できることは可能なのですが、現在のふれあいパス制度の中で運用できるかどうかというのは検討中だということで、もう一つはSAPICA自体がKitacaだとかSuicaだとかと互換性があるものですから、あちらのほうで運賃の改定が行われた場合にシステム改修をどういうふうにするかという問題も出てくるものですから、そこら辺の隘路がありまして、今、検討中だということで、仮に札幌市が I C カードでできるということになるならば料金の負担等もあるでしょうが、当然我々も検討していかなければならないということで、先進地でありますそこら辺を念頭に置いて検討してまいりたいということは内々にはあるのですが、それがいつになるかはわからないという状況だけは伝えておきたいと思います。

**○林下委員**

非常によく研究されているというのはわかりました。私も、各社の互換性のあるカードというのはいろいろ仕組みがあって、なかなか便利な反面、システム改修するのに非常にお金がかかるということもあります。今、札幌市はたぶん利用金額の上限を定めてその範囲内で券を発行しているという、小樽とはまた違ったやり方なものでか

ら、例えば小樽で言えば、ふれあいパス専用のカードというもの、それは識別できるはずだと思うので、ぜひそういう簡便な方法で費用がかからなくて市に負担もかからない、利便性が確保できるのであれば、そういうことをぜひ知恵を出して、それは市が知恵を出すということではないでしょうけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。これは答弁は要りません。

#### ◎臨時福祉給付金について

次に臨時福祉給付金の関係についてお伺いしたいと思うのですが、今、給付金の受付が始まるという段階ですが、実は臨時福祉給付金についての案内が全世帯に送付されてから、この件についての問い合わせが私どものところにもずいぶんたくさん来しました。

それで、制度設計自体は国においてなされたものですから、小樽市としてもこれはどうしようもない話だと理解はしているのですが、私どもに寄せられた主な意見としては、案内の中身を見てみますと、自分は全く該当しないと思われるのだけれども、なぜ全世帯に送っているのだというのがまず一つです。これは郵送代の無駄遣いではないかという話でして、他にも例えば案内の中身を見ますと印鑑を押して送り返せということですが、よく見ると、いったん支給されても、調べてみたらだめだった場合は返してもらいますという文もあると。

どうしてこういう煩雑なことをやられているのだろうかということで、これは小樽市にとっても本当に大きな負担になっていると思うのですが、まずこういう問い合わせというか市民からいろいろな意見もあると思うのですが、そういう内容については件数なども含めて把握されているでしょうか。

#### ○臨時福祉給付金等給付事業実施本部総務班長

まず、市民からの問い合わせからお答えいたします。4月からですが、これまで約2,700件の問い合わせをいただいています。

内容については、案内が来たけれども、もっと簡単に説明してほしいということだとか、あるいはいつごろ支給になるかという时期的なものですとか、それから自分は支給対象になるかどうかなど、そういった問い合わせが多かったです。

それから、前段にございました、なぜ全世帯に送付したのか、なぜ煩雑な方法をとるのかという御質問ですが、今回の給付金は、比較的所得の低い世帯に給付する臨時福祉給付金と、それから子育て世帯に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金と二つございます。最初の臨時福祉給付金については市民税が課税されていない方が対象でございますが、この課税か非課税かという税情報については、地方税法上、税の業務以外の目的で使うことは許されておりませんので、そういったことから全世帯に案内をして中身を読んでいただいて、該当となると思われる方については、はがきを返送してくださいという方法をとったものでございます。

#### ○林下委員

課税情報は調べられないという前提でやられているということなのですが、実際の該当者というのはどのぐらいの世帯数になっているのか、あるいはパーセンテージで言えばどのぐらいになるのか、わかればお示ししたいと思います。

#### ○臨時福祉給付金等給付事業実施本部総務班長

対象世帯の数でございますけれども、国から対象世帯を出す簡易的な算出方法が示されておりまして、それに従いまして予算計上をしておりますが、その数で申し上げますと、先ほど申し上げました二つの給付金合わせまして約2万2,000世帯でございます。小樽市は、大体6万7,000世帯でございますので、約3割が対象ということでございます。

#### ○林下委員

3割しか該当しないのであれば、全世帯に送るとするのは、かなり無駄な作業を強いられているということで大変だと思うのですが、もう一つ気になっているのは、最近この臨時福祉給付金というのをかたっている

な詐欺まがいの電話が入っているという話が新聞だとかテレビで報道されていますけれども、私どものところにもこういう電話が来たとか、被害に遭ったという電話はありませんけれども、そういう指摘がありました。

それで、実際に新聞などでも出ていますけれども、小樽市では例えば電話によって口座番号あるいは暗証番号を聞き出すというそのような事例はあったのか、あったとすれば実態としてどの程度の把握をされているのかお聞きしたいと思います。

#### ○臨時福祉給付金等給付事業実施本部総務班長

私どもの把握している数ですけれども、電話あるいは窓口に来た件数を合わせまして16件でございます。

内容としましては、臨時福祉給付金をかたって世帯構成だとか、委員がおっしゃいましたとおり口座番号等の個人情報を読み出すというものでございます。

#### ○林下委員

こんな煩雑な方法というのは、何とか改善をしなければ、今後あるかないかわからないですけれども、市としても大変な負担が求められる仕事だと思いますし、市民にとっても何かキツネにつままれたような話で、急にそういう詐欺まがいの被害が起きるなどということも、また起きるのではないかと心配されますので、市として、今後もしこういうことが起きるとすれば、国に対してはどのような対応というか改善を求めていくべきだとお考えですか。

#### ○臨時福祉給付金等給付事業実施本部総務班長

今回の給付金について自治体の事務というのは、委員のおっしゃるとおり簡便なものではないと認識しておりますけれども、来年の10月に消費税率が10パーセントになるかどうか、今年末をもって判断するという政府の指針が示されましたけれども、報道等見ていますと生活必需品等の税率を下げるというような軽減税率の話も出ていますので、仮に10パーセントになった場合に同じような給付措置をするのかどうか、この辺についてはまずは国の動きを見ていきたいと思っております。

#### ○林下委員

これについてはいろいろと考え方があると思うのですが、実際に作業をしていく上でいろいろな問題だとか、あるいは市民に混乱を生ずるといふことのないように、ぜひお願いしたいと思います。

#### ◎除雪対策について

次に、除雪対策についてお伺いしたいと思っておりますので、私も代表質問で除排雪条例というかなりざっくりした提起をしてしまい、市長から特定が難しい、量の判断が難しいということで、確かに前例といいますか、こういう条例をつくっている自治体というのも少ないということも私は理解をしておりますけれども、やはり市民の苦情の根本的な原因というものをいろいろ考えてみますと、特定の場所とか例えば道路上でどうしてもここへ行くと詰まってしまうとか、あるいはここへ行くとその先進むのが困難になるような、小樽は特に坂道ですからそういう事象が実は多くて、やはり特定の敷地あるいは駐車場というものから機械で出されて、そういう原因になっているというのが非常に多いと私は思っているのです。

それで、例えば障害になっているケースで、小樽市に市民からいろいろな苦情や意見、要望などが寄せられている中で、そういう雪出しによる原因だと考えられる件数というのはどのくらいありますか。

#### ○（建設）雪対策課長

道路の雪出しに関してですけれども、現在、件数的なものでは押さえてはございません。ただ、道路に雪出しした個人ですとか量、これを特定するのは非常に困難な状況であると考えております。

また、雪出しにつきましては、道路法などによりまして禁止行為として道路に雪出しをしないことが明記されておりますので、パトロールにおいてこれを発見した場合は、関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

また、特定の場所での雪出しが多いということに関しましては、一定程度押さえておりますので、重点的にパト

ルールをして対応してまいりたいと考えております。

#### ○林下委員

やはりある程度市としてもそういう把握はされているということなのですが、私もずっと札幌に通勤している期間が長かったものですから、そういうことも十分見てきたのですが、特に最近、例えば札幌市の場合は、市道も道道も市が除雪しているのです。2車線の道路もかなりあるのですが、俗に言う幹線道路と言われる道路もかなり担当していると思うのですが、そういう道路で2車線のうち1車線がほとんどずっと高く積まれていると感じるのですが、その部分だけ全然除雪をしないで1車線ふさがったままで、その前後は排雪しているところを時々見かける。皆さんもテレビで何か事件があったときに、こんな状態で車道からは歩行者も見えないとか歩行者が通行するのに困難だというような映像がよく出ているのですが、そういうケースが結構あって、私も札幌市の仲間の市議会議員に聞いたら、見せしめのためにということはないですと、業者にそんなことは言っていませんということなのですが、よく見ると特定の場所ですけれども、春先雪解けになっても遅い時期までかなりの雪が残っている場所があるのです。そういうことがあるということは、やはり札幌市もこの雪出しでは相当市民の苦情を含めて苦労があるのだろうなと思っているのです。

それで、市長の答弁の中にも、条例化するとすれば、やはり市民の理解と協力というのが絶対必要だと。これも理解できるのですが、やはり市民にすれば、何か自分たちが困っていること、苦労していることに関して、市に言えば何とかするということで、本当に一番苦勞して除雪を担当している市としても非常に困っている、何とかしなければならぬと思っていると思うのですが、やはり市民とどのような責任と役割を分担していくのかというのは、そういう条例というものを提起でもしない限り、市民に理解をさせることはなかなか難しいのではないかと、私はどう考えてもそう思うのですが、その点についてはどう思っていますか。

#### ○（建設）雪対策課長

確かに雪出しにつきましては、モラル的な要素が非常に大きいところではないかと思っています。これからもホームページ、広報、懇談会におきまして粘り強く市民の方々には周知するとともに、雪出しの抑制の啓発に努めていきたいと考えています。

また、特定の場所の大きな2車線を1車線にするような雪出しにつきましては、やはり安全第一だと思いますので、そこら辺は現場の状況に応じながら対応していきたいと考えております。

#### ○林下委員

私どもとしても、やはり他の自治体も困っているのだけれども、なかなか条例化には踏みきれない、その点は理解はしているのですが、ぜひ、小樽市はほかの都市と違って坂道が多いということも含めて前向きに検討していただいて、他の市に先駆けて取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

#### ○中村委員

##### ◎人口減対策について

一般質問で人口減対策についてお聞きしましたが、引き続きもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

まず、人口減対策について、現在の小樽市が抱えている状況、これまでずっと減少傾向に歯止めがかからないで来ているわけですが、その減少している実態や要因はどのように分析をしていますかということで最初に聞いたのですが、お答えが出生数の減少、20歳代の転出が多い状況にあると、この要因として雇用の場や住居を市外に求める若い世代が多いためというふうに答えられております。

確かにそのとおりなのですが、もう少し詳しい分析というのか、現状把握というのをどうされているのか。

例えば高齢者も小樽市から出ていく方々が結構います。子供が市外にいるので、そこを頼っていかざるを得ないという方もいらっしゃいます。大ざっぱな答えだったので、もう少し詳しい実態というものを説明してください。また、これまで小樽市を転出していく方々が例えばどういう理由で転出するのか、いろいろな理由があると思うのですけれども、その辺の状況をこれまで調査したことがあるのか。何かの機会にそういう状況を把握するために何らかの手だてを講じたこと、調査、アンケートなりを行ったことがあるのかと思うのですが、その辺も含めてもう少し詳しく説明してください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

人口の減少につきましては、大きくは社会動態の減ということで、昭和34年から、それが始まっています。それから、その後、出生と死亡の差ということで自然減ということになります。こちらにつきましては昭和62年から始まっているということで、その社会動態の減と自然減とが合わさった形で人口減少が続いているというのが本市の状況でございます。

それから、年齢別には、各層にわたりまして減少してございますけれども、一般質問でも答弁しておりますが、やはり生産年齢人口、特に20歳代を中心に若い世代が転出しているということプラス札幌市への転出が多いというところが現状であると考えてございます。

それから、その分析につきましては、住民基本台帳人口ですとか国勢調査、こういったものを基に分析をしてございまして、現在改めてその辺の分析を進めているところでございますけれども、調査につきましては、ここ数年は行っていません。

○中村委員

大体こうだろうという状況は把握されているのだろうとは思いますが、例えば今から何十年か前ですが、私は小樽の学校を卒業して、このまちを一度出たわけですが、そのときの理由というのは、やはり10代後半、20代前半ぐらいのときというのはいろいろな経験をしてみたいということがあって、今後のことを考えるといろいろ視野を広げたいということで、それで上京したということがあります。

あるいは自分の同期なども、大学といえば小樽商科大学ですけれども、それ以外に学校がないということで、大半は札幌あるいは東京の学校へ行きました。そういう大きな流れというのがあったと思うのです。なおかつ向こうで卒業して、いろいろな企業に就職をして、そのまま小樽へ帰ってこないということで、私たちは戦後のベビーブームの後半のほうですけれども、そういう流れでずっとあったと思うのです。それからまた時間が流れて、私は小樽へ戻ってきたわけですが、同期も全てではありませんけれども、Iターン、Jターンみたいな感じで北海道へあるいは小樽へ戻ってくるという者もいました。

いろいろな要因はありますけれども、若い世代が小樽から出ていくというのは、雇用もそうですけれども、その他いろいろな体験、経験、専門学校へ行きたい、上の学校へ行きたいとかというようなこともあって、一度は出ていくのだと思うのです。これはもう小樽に限らず全国、地方は同じような状況で来ているかと思うのですけれども、そういう経緯を踏まえながら、では小樽に現在住んでいる人、あるいはこれからのそういう若い人、卒業生というのは、子供が少なくなっていくとはいえ、卒業して小樽にとどまらず、やはりいろいろ出ていくことになるかと思うのです。そういう方々が戻ってくる時の受入れ態勢だとか、いろいろな多岐にわたる要因、一つこれが特効薬だというものなかなか見つけられないで来ているわけですが、そういう小さな努力の積み重ねでとりあえずは頑張るしかないのかと思うのですけれども、そういう中で、現在小樽が行ってきた中でいろいろな事業、政策の中で検討会議を立ち上げるということですが、その中で検討した結果、とりあえず調査、アンケートの類いのものというのは予定として考えられるのかどうかお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

繰り返しになりますけれども、今、住民基本台帳人口ですとか国勢調査、こういったものを基に改めて分析をし

てございます。

委員のお話は、移動の動向のアンケート調査ということかと思えますけれども、そこにつきましては必要性も含めまして、その検討会議の中でも検討はしていきたいと考えてございます。

#### ○中村委員

わかりました。ぜひ、そういう努力をお願いいたします。

現在小樽市がやっている政策の中で、北後志 5 町村との連携ですけれども、定住自立圏構想というのがあります。なかなか目立った効果を上げられないという状況ですけれども、こういうものも一つの地域を活性化させるための、あるいは人口流出に歯止めをかけるための大事な政策ではないのかと思うのですが、この取組についてこれまでの経緯を簡単に説明してください。

#### ○（総務）企画政策室安部主幹

定住自立圏に関する取組についてですけれども、人口減少ですとか少子高齢化が進む中で、各市町村単独でのさまざまな行政サービスの提供が難しくなっているということもありますので、本市と北後志 5 町村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村ですけれども、この 6 市町村が連携や協力を行いながら、医療や福祉、交通など定住に必要な生活機能の確保ですとか、産業振興を通じた経済基盤の整備を促進し、北後志圏域全体の活性化や利便性の向上を図るという目的で取り組んでおります。

これまでの経過と具体的な取組の内容ですけれども、まず平成 22 年 4 月に本市と北後志 5 町村とで定住自立圏形成協定を締結しております。それから、22 年 11 月にこれは 22 年度から 26 年度の 5 か年の経過期間ということですが、北しりべし定住自立圏共生ビジョンというものを策定しております。

実際に実施している事業につきましては、医療の分野につきましては、例えば周産期医療体制の維持のための支援を行ったりですとか、それから交通の分野におきましては、生活路線バスの維持のための支援を行ったりですとか、福祉、生活に関係する分野では、成年後見センターですとか消費者センターの共同利用を進めてきております。また、産業振興に関連した分野としましては、圏域内の農水産物の域内消費ですとか、圏域外への PR を図るための取組の一環としまして、圏域内の直売所ですとか、観光農園を周知するためのガイドブックですとかホームページを作成して、情報発信事業などを行ってきております。

特に今年度の取組としましては、現行のビジョンの経過期間が 26 年度いっぱい終了するものですので、27 年度以降の新たなビジョン策定としまして、これまでのこうした実施事業の成果の検証ですとか、今後新たに取り組むべき事業についての検討も含めて、庁内関係部署、それから 6 市町村で協議を進めてまいりたいと考えております。

#### ○中村委員

非常に多岐にわたって連携していると思うのですが、それらは、どのように成果が上がっているのか、あるいはこういう政策はなかなか成果を上げられないでいるなどという、その辺の検証、それに基づいて今後の政策を効果的に果敢に打ち出していかなければいけないのだろうと思うのです。これからの話合いで、北後志の各町村からいろいろなものが上がってくると思うのですが、まず今の段階で小樽市として、今後に向けて新しい施策をどう考えていくのか、基本的な部分だけでもいいのですが、その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

#### ○（総務）企画政策室安部主幹

今、成果の検証ですとか、そういったものを踏まえて、これからどう取り組んでいくかという考えについてですけれども、繰り返しになりますが、実際の成果の検証につきましては、これから各町村などもあわせて協議していきますけれども、人口減少、少子高齢化というものに歯止めがかかっていないという現状がございまして、このビジョン策定時よりもさらに進展しているということもございまして。そういうことで、いかにこうした生活機能ですとか経済基盤というものを圏域全体として確保していくかということは、現行ビジョン策定の目的など変わってお

りませんので、これからはそれに対していかなる具体的な取組を行っていくかという協議を進めていきたいと考えております。そうした協議、検討を踏まえまして平成27年度以降の新たなビジョンに反映していければと考えております。

○中村委員

そうですね。この間の日本創成会議の発表が衝撃的に新聞に載りましたけれども、これまで以上に本当に深刻だという状況を考えて、いろいろと果敢に打ち出して行ってほしいと思います。

日本創成会議の資料を見ますと、やはり東京一極集中、大都市一辺倒から地方に力を盛り返してもらうために、地方の中核都市を中心にもう一回体制の立て直しをとということで戦略を立てるべきだとあります。北海道の中では、今、後志のお話を伺いましたけれども、特に小樽と札幌市との関係です。小樽から人口が一番引っ張られているのは、やはり札幌なのです。手稲区、西区等に一番多く持っています。そういうこともあって、これまで札幌市に直接の接触などというのは、よほどのことがない限りはなかなかないのかと思ってまいりましたが、最近、経済の分野であるいは観光の分野でもやはり連携をしなければということで、いろいろ活動事業を進めていることだろうと思うのですが、まず札幌市とのかかわりにおける状況ですが、今どんな連携をしているのか、その辺の様子を聞かせていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今お話のございました札幌市との取組につきましては、人口に特化したような取組というのは現状行ってございません。ただ、地域の経済の活性化、こういったものは人口の観点からも重要であると考えているところでございまして、札幌との連携の中では、例えば海外観光客の誘致ですとか、地場産品の海外への販路拡大、それから企業誘致、こういった取組を札幌と連携しながら進めているという現状にございます。

○中村委員

そうですね、そういう経済上の連携はこれからもさらに強力で進めていただきたいと思いますが、今後は、やはり人口の流れ、こういうことについても、いろいろな機会を通して札幌との接触というのは、このままでいけば、本当に場合によっては、将来下手をすれば消滅するかもしれないという、そういう危機感を持って、札幌市ともいろいろな話合いを持つべきではないのかと、人口の問題に関しても思います。

この場合、やはり北海道の果たすべき役割も非常に大事ではないのかということで、私は一般質問で触れたわけですが、その質問に対して北海道の果たすべき役割を全道的な一般論としてお答えをいただいたのですが、できれば小樽市とのかかわりにおいて、北海道の果たすべき役割をどう考えているのかということをお聞きしたかったのですが、この点についてはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

さきの新聞報道でもございましたけれども、北海道庁も人口の対策の本部を立ち上げるという話を報道の上でですが、聞いているところでございます。その中では市町村の意見を聞くなど、そういう内容もあるということで、拝見してございますので、実際どういう事業を進めていくのかというあたりの辺の動きを見ながら、考えていきたいと思っております。

○中村委員

もう時間があまり残されておられませんので、ぜひそういう面でも北海道との連携も含めて頑張ってくださいと思います。

◎空き家・空き地バンクについて

それと、これに関連して、小樽の空き家・空き地です。これはまちづくり推進課になるかと思いますが、今、空き家・空き地バンクがあるそうですが、こういったものも人口の流出に歯止めをかける、あるいは転入してくる人に対していい条件を提供できる一つの大事な要素かと思うものですから、この空き家・空き地バンク、これ

の取組状況、どういう目的でこの政策を始められたのかというような、その辺の流れをお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家・空き地バンクの設置目的でございますけれども、市内の空き家・空き地の有効活用を通じまして、まちなか居住又は商業活動による中心市街地の活性化、住み替えによる住環境の改善などを図ることを目的として設置してございます。平成22年1月から実施しておりまして、これまでに14件の登録があり、そのうち13件が成約しております。現在、登録につきましては先週1件登録されまして、この1件のみの登録となっている状況でございます。

○中村委員

その数字というのは登録の数字ですが、私は、やはり現状、実際にどういう条件の空き家・空き地があるのかというのは、その取組の登録数みたいなものだけではなくて、その実態を調査して、もっと正確に把握していただきたいと。その状況をしっかり把握した上で、いろいろな具体策を果敢に打ち出していただきたいと思うのです。これまで、この政策を始めて五、六年たつと思うのですけれども、その成果という面ではどのように自己分析しておりますか。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家・空き地バンクを立ち上げる前には、平成20年と21年に実態調査というのでしょうか、市内の中心市街地を中心とした調査でございますけれども、行っております。

それで、空き家の件数を、良好な空き家で活用できそうな空き家の持ち主にお話をさせていただいて何とかバンクに登録していただけないかと、そういうような仕事をしてきたということでございます。

ただ、実際やってみますと、なかなか登録をしてくださる方が少ない。先ほど言いましたように、これまで五、六年やっておりますけれども、14件の登録にとどまっているというような実態がありまして、個人の所有する家なものですから、それぞれの事情がありましてなかなか登録に至っていない。なかなか難しい問題だと考えてございます。

○中村委員

わかりました。そういう現状の下でそういうことに対してこれから何か対策というか、手を打つ予定というか今後の予定など聞かせていただければと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

今後の計画でございますけれども、なかなか現実的には難しいところもあるのですが、今後も市のホームページなどを通じまして、市内外の皆様に空き家バンクの制度の周知を図るとともに、難しいのですけれども、良好な登録物件の掘り起こしに努力をしていきたいと考えてございます。

○中村委員

状況をしっかり把握されまして、検討会議をこれから立ち上げる中で、そういった要素も含めて効果的な政策を打ち出していただきたいと思います。

◎地方法人課税の改革について

それから次に、またこの日本創成会議の資料に基づいて触れさせていただきたいのですけれども、税制で東京一極集中を是正していくのだということで、これは国のこれからの政策をしっかりと見ていかなければならないのですけれども、同時に地方は地方でできることということで地方法人課税を改革してはということなのです。これも検討会議の中で検討されるのかと思うのですけれども、これに対する考え方、今の時点では、確たる話というのはできないかと思いますが、もし何かお考えがあったら聞かせていただきたいと思います。

○（財政）税務長

日本創成会議で挙げています地方法人課税改革というのが具体的にどのようなことを想定しているのかはちょっ

とわからないのですけれども、単純に法人住民税のことですと税率等は地方税法で決められておりますので、税率改正するためには地方税法の改正という手続を経ることになると思います。

○中村委員

今の時点では、大変答えにくいと思いますけれども、今後の課題としてこういった視点でもまた検討を加えていただければと、何かありますか。

○（財政）税務長

先ほどお話ししたとおり、地方税法の中に税率というのが決められておりますので、各自治体でそれに従わないとどうのこうのというお話にはならないと思います。

○中村委員

いや、今定例会にも議案が上がっていますよね。だから、その枠内かどうか、これも日本創成会議の漠然とした表現でしかないので、私はこういう聞き方しかできなかったのですけれども。

○（財政）税務長

今年 3 月に地方税法の改正がありまして、その中で法人住民税の法人税割の引下げがありました。その引下げ分につきましては、新たに国税の地方法人税が新設され、いわゆる交付税の原資にされるということです。このときの税法の改正理由としましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政の格差の縮小を図るために行ったということで、この改正理由からいきますと、この改革の一つに含めてもいいのかというふうに私は思っております。

○中村委員

今後の推移を見守らせていただいて、また機会があれば触れていきたいと思います。

◎除排雪作業のあり方について

それでは、次に移ります。

歩きながら市民にいろいろな意見を聞いてみると、人口減に歯止めがかからない、新聞記事を見たけれども、小樽は家賃が高いとか、物価もガソリンやいろいろなものを比較しても高いのではないかとか、税金もそうではないのかというような意見もいろいろ聞こえてきております。

例えば、住宅関係の方々に聞くと、小樽の家賃が高いのは、どうしても冬が長く、除雪、排雪のコストがかかるため、どうしても少し高めにならざるを得ないのだという話も聞くわけです。あらゆる施策が微妙に影響しているわけです。話がほかへ移るような感じがしますが、除雪、排雪についてです。この点について、前に予算特別委員会で触れさせていただきましたけれども、あのときにいくつか課題をお願いしていたと思うのですが、これについてお答えをいただきたいのです。その後どう進展したのか、ステーションと貸出しダンプ制度、例えばステーションの力が弱まっているのではないかと、一元化したらどうかということ、それから、直営がなくなり委託業者がステーションから出て行って除排雪しているわけですが、それでは追いつかないということで民間のほうで町会あるいは商店街で独自に積立てをするなどして除排雪をいろいろやっています。この実態をきちんと把握しなかったら、適切な除排雪政策というのは構築できないという前提でそれらを把握してくださいとお願いしたはずですが、その後、どのように進められているのか、報告してください。

○（建設）雪対策課長

今、市の委託排雪と町会が行っている貸出しダンプの排雪作業のあり方についてですけれども、現在、昨年度における市の委託排雪と貸出しダンプの作業にかかわる反省点ですとか課題点、これらを整理しております。

今、具体的な問題点の一つといたしまして、作業の順番、順位というのが挙げられておりますけれども、原則的には市の幹線道路の排雪が行われるということは、貸出しダンプの作業が優先的に行われているという箇所が見受けられますので、現在この改善に向けて取り組んでいるところであります。また、商店街が独自に行っている除排雪につきましては、現在、調査中でございます。

○中村委員

引き続き、調査を続けられて、実態をきちんと掌握していただきたい、これについては、また触れさせていただきます。

◎医師会看護高等専修学校の助成金について

最後になります。これも昨年の第 4 回定例会でも触れましたけれども、若い人が小樽から出ていく一つの歯止めの意味でもお願いしたいのは、医師会の看護高等専修学校の助成金についてです。第 4 回定例会で触れさせていただきましたけれども、お答えとしては「今後、補助額について道内他都市の状況を調査し、学生負担も含め、どの程度が適切なのか検討してまいりたい」と、私はこれを前向きに捉えたのですけれども、その後、その調査等どのように進展しておりますか。その辺を報告してください。

○保健所次長

今のお尋ねでございますけれども、その後、道内の医師会が設置してございます準看護学校を小樽市を含め 6 校を調査いたしました。

旭川市につきましては、補助金を換算いたしますと学生 1 人当たり 6,438 円、函館市の医師会看護・准看護学校につきましては 9,375 円、北見市については 10 万 6,100 円、それから苫小牧市については 5 万 9,150 円、岩見沢市は 1 万円、小樽市につきましては 48 万円の補助金で、学生が 80 人でございますから 1 人当たり 6,000 円という状況でございます。

○中村委員

やはり他都市に比べても小樽はかなり少ないと思うのですが、今後そういう調査結果を基にして、他都市と比べても遜色のないように応援してあげていただきたい、補助、助成をお願いしたいと思うのです。

医療、これは市長の公約にもあります。なおかつ、今、中心街に医療や福祉のシンボリックなゾーンとしてそういう面でも力を入れていかなければいけないということで、小樽の重要な政策の一つ、柱だろうと思うのです。

なおかつ今、人口減、人口流出の問題という非常に切実な問題がありますので、こういった面でも医療の従事者、さらに環境を充実させていかなければいけないということで、この点についてさらに御努力をお願いします。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 23 分

再開 午後 2 時 43 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○中島委員

◎特別支援学級について

最初に、特別支援学級について質問いたします。

3 月の卒業式に参加してきましたけれども、その中学校の学事報告には特別支援学級が 2 学級、また子供たちが 4 人いることが書いてありまして、改めて市内の特別支援学級の実態というものを調べてみたいと思いました。

平成 21 年度と 26 年 5 月 1 日付けでの市内の小学校、中学校それぞれ特別支援学級の学級数と児童・生徒数をお知らせください。

○（教育）学校教育課長

まず、平成21年度につきましては、小学校が48学級74人、中学校が18学級34人でありまして、26年度でいけば、小学校が51学級92人、中学校が30学級51人となっております。

○中島委員

今の数でいけば、この間、小学校では3学級増えて18人増加、中学校では12学級17人増加しています。特別支援学級の編入というのは、どのような形で決定していくのでしょうか。そしてまた、この増えている状況、このように学級数も子供たちの数も増えている理由についても、どういうふうに判断しているかお答えください。

○（教育）学校教育課長

まず、小学校に上がる際の、いわゆる新小学校1年生の段階につきましては、保護者の方から就学相談の申込みを受けまして、これを就学指導委員会という組織がありますが、そこで相談や検査、そして審議を経まして、その子供の特性に応じて特別支援学級に在籍することが望ましいという判断になれば、保護者の方の同意を得て特別支援学級に在籍という形になります。

また、在校生につきましては、現在、通常学級に在籍している児童・生徒については、その子供の特性によってこのまま通常学級に在籍することがその子供の教育環境にとって望ましいのか、ほかの道はないのかという部分が出てきましたら、学校から教育相談として申込みが来まして、それをこども支援部会という組織があるのですが、そこでまた相談や検査、そして審議を経まして特別支援学級が望ましいという判断となれば、保護者の同意を得まして特別支援学級に在籍変更という流れになります。

学級数や児童・生徒数が増えているという部分につきましては、特別支援教育は平成19年度からできたのですけれども、それまでは特殊学級とか、そういう特殊という言葉が使われていました。いろいろな要素があるとは思っているので一概には言えないと思うのですけれども、一つは保護者の方の子供に対する認識というか、そういった部分ではこれまでの特殊学級となると抵抗感があるという部分で19年度から特別支援学級になって、とにかくその子供の特性に合わせた教育的ニーズを考えていくという部分が大きいのかなというふうに思っております。

○中島委員

子供たちの障害区分、それと、それぞれの障害の子供の人数についてお知らせください。

○（教育）学校教育課長

平成26年度の数字で申し上げますと、これは小・中学校合わせてなのですが、知的学級が34学級で75人、そして自閉症・情緒障害学級が25学級で45人、病弱・身体虚弱学級が5学級で5人、肢体不自由学級が4学級で4人、弱視学級が1学級で1人、言語学級が12学級で13人という内訳になってございます。

○中島委員

この学級編制というのは障害別に行われるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

そのとおりでありまして、学年にはかかわらずに同一種別ということで、8人までは一つの学級という形で編制しております。

○中島委員

知的障害の子供たちが一番多いということになります。

それで、今年5月1日時点で、市内の小・中学校38校中36校で特別支援学級が開設されており、特別支援学級があるのが当たり前というのが今の状況です。市内全部で81学級ありますけれども、特別支援学級を一番多く持つ学校というのは何学級持っているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

4学級でございます。

○中島委員

昨年、稲穂小学校では新 1 年生が教室不足で、本来なら 3 学級編制ができるところを 2 学級運営を実施して、今後、学級数を増やしていくという工事計画も聞いておりますけれども、稲穂小学校の特別支援学級は現在何学級あって、教室不足の問題はないのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

今は 2 学級でございます、教室不足ということはありません。

○中島委員

今新しい学校もつくり始めています。手宮地区統合小学校の改築事業も始まっていますが、特別支援学級については何学級分見込んで建設中でしょうか。

○（教育）学校教育課長

4 学級見込んで建設しております。

○中島委員

今、市内では 1 学校で 4 学級持っているのが一番多いということですから、この 4 学級に合わせた数だったのかという気もしますが、今言ったように、この 6 年間で学級数もそれから子供の数も、特別支援学級が増えているわけです。今後、新しい学校建設をしながらこの子供たちの状況に合わせていくときに、改めて学級不足の発生する心配はないのか、そういうときの対応ができるような、例えば予備教室などそういうものは建設できる状況なのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

実際に、特別支援学級が開設されるかどうかというのは、小学校に上がってからということになるのですが、そのときに応じて、現在、通常学級が何学級分使われているのですとか、空き教室の状況とか、あと転用可能な教室の状況、そういった状況を学校とよく協議して、どういう形が一番適切に学校運営ができるのかという部分を協議しながら決めていきたいというふうに考えてございます。

○中島委員

今回の一般質問で、全国学力・学習状況調査の問題も取り上げました。それで、この全国学力テストというのは知的障害がある子供たちは対象外です。知的障害を含む特別支援学級の子供たちの学力、生きる力、学校における指導の効果、こういうものについては、どういう形で判定されるのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

特別支援学級の子供たちの学力の検証というか判定についてでございますけれども、まず特別支援学級の子供たちは、その障害の状況に応じた個別の指導計画というのが一人一人作成されてございます。各担任及び交流学級で学習する場合もございますけれども、その指導計画の下、指導がなされ、学力等の検証がされます。その状況を保護者に通知表の形で伝えられるという状況になってございます。

また、教員の指導の検証という部分については、各学校には校長が指名する特別支援コーディネーターというのがおります。そのコーディネーターを中心とした校内特別委員会というのを定期的に開催することになってございます。その委員会の中で子供の状況の把握、それから指導方法等について協議する中で、より効果的な指導のあり方について検証を行っているところでございます。

いずれにしても、特別支援教育は、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って、保護者との連携を図りながら適切に指導評価されるものであらうと考えてございます。

○中島委員

今回の学力テストの問題では、公表をどうするかということが話題でありましたけれども、教育委員会は一貫して学力テストは教員の指導力を明らかにして、よりよい指導につなげるものだと、こういうことを主張しております。

した。

しかし、そういう一律のテストで判定できない分野というのがあるわけです。私は、基本的には子供の指導というのは今おっしゃったように、1人ずつの特性や到達点に合わせた指導計画に基づいたものだと思うのです。そういう意味では、少人数学級を実現して1人ずつの子供の指導計画に基づいた学級運営、学力支援というのが教育の基本ではないかと思えます。そういう点で、全国学力テストを推進しながら、この公表をどんどん細分化していくことが、本当にこの1人ずつの支援を進める形になるとは思えないという点で危惧するところであります。

この点について私はそういう意見で、特別支援学級の子供たちと同様に1人ずつの子供たちに対する具体的な支援、それが強まる学校であってほしいと思えますが、このことについては教育長の意見を聞いて終わりたいと思えます。

#### ○教育長

学力テストの結果がその子供たちの評価ということには一律ならないということは、これはもう私も同じ意見ですし、学校の現場で実際に教えている教員の気持ちもたぶん同じだろうと思えます。ただ、その学力テストの結果は自分たちが教える上で、どこの点がかけているのか、又は全国と比較してどのぐらいの達成度合いなのかということは、それはやはり教える者としてきちんと認識をしなければならない。その両方を兼ねて行っているというふうに意識しておりますので、日常の教えの中では当然子供たちが学力テストの結果だけではなくて、さまざまな行動さまざまなテストを通じながら、その子の個々の評価というものをしながら、日常学校教育が行われているものと信じておりますし、そのように今後とも行ってまいりたいというふうに考えております。

#### ○中島委員

この特別支援学級を卒業した中学3年生の子供たちの進路の問題です。これはどういう状況になっているかを確認しておきたいと思えます。

#### ○（教育）学校教育課長

今年の春に中学校を卒業された特別支援学級に在籍されていた方は、その多くは高等支援学校ですとか、あと養護学校の高等部に進学されています。中には全日制の高等学校へ進学されている方もいらっしゃいます。

（「数は」と呼ぶ者あり）

今年の春でいきますと、15の方が高等支援学校、養護学校の高等部、2人が高等学校へ進学されている状況でございます。

#### ○中島委員

そういうことで教育長も言いましたけれども、点数だけが評価ではないということで、小樽市内のよりよい教育指導に役立てる形で頑張っていたいただきたいと思います。

#### ◎一時保育の拡大について

次に、保育問題について質問します。

一時保育の拡充について、本会議での答弁では市内の一時保育はおおむね充足されていると、こういう御意見でした。その理由について再度説明してください。

#### ○（福祉）子育て支援課長

過日の本会議での答弁の関係でありますけれども、今おっしゃいましたように市長から市内の一時保育はおおむね充足していると答弁し、再質問におきましては市内の一時保育の受入れ可能枠として見れば1か所の施設で定員を15人の設定にしておりますので、年間の開所日数300日に乗じますと4,500人ということになります。施設としては3か所ありますから、この3倍ということが想定されます。一方、利用動向につきましては、年間の利用延べ人数では、平成25年度につきましては1,464人、24年度は842人、23年度は1,536人という推移でありましたので、足りていないことはないものというふうに認識している旨、答弁したところでございます。

○中島委員

平成23年度に実施した乳幼児健診の受診者アンケートでも、この一時保育を利用しないという方の声が7割あったということも説明がありましたけれども、昨年末に小樽市子ども・子育て支援アンケートに答えていただいた888件、このアンケート結果について一時保育の需要はどう受け止めたのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

昨年実施しましたアンケートの結果であります、就学前の児童がいる御家庭で回答がありました888件のうち不特定の事業を利用したいとした方は338人でありました。割合としては38.1パーセントでございましたので、一定の要望はあると考えているところでございます。

○中島委員

おたる子育てプランでは、平成26年度までに一時保育1か所以上の拡大が計画でした。

先ほどおっしゃったように一時保育の利用実績、これは24年度で842人、その前の年が1,536人でしたから減少していると、需要がどうかというところに来たと言って、26年度の実施は見合わせたと言っていました。しかし、25年度は1,454人と、また回復しているのです。26年度に実施をするかどうかの判断は25年度にしなければならないと私は思うのですが、どうして25年度のときに実施するという方向にならなかったのかと思うのです。

福祉部長は26年度4月、5月がまた落ち込んでいると言っていましたけれども、それは結果論であって、26年度までに実施しようという計画を判断するのは25年度だったはずですから、初めからもう増設しないということを決めていたのではないですか。どうですか。

○（福祉）子育て支援課長

委員がおっしゃるとおり、平成26年度からの実施につきましては26年度の当初予算の計上となります。25年の11月時点で前月までの利用動向を見ておりましたけれども、24年度の動向は特に落ちていますので除きましたが、その前の直近3年間、21、22、23年度、これらを平均で見ますと1,064人となります。ただ一方、25年度の推移につきましては同時期で810人ほどでございましたので、近年の76パーセントほどで推移をしてきていたというところでございます。25年度は伸びましたけれども、完全に回復してきたともなかなか言いがたいというふうに判断をいたしまして、もう少し利用の推移を見ていくべきと考えたところでございます。

○中島委員

相愛保育所の話を聞きますと、具体的な事例としてはオタモイの実家で2人目の子供を出産した方が上の子を一時保育に預けるという希望を持っていたようですが、日赤保育所では受入れができなくて、結局、入船のゆりかご保育園まで一時保育の利用をするということで、オタモイから大変だったと、せめて相愛保育所ぐらいのところにもう1か所あってもいいのではないですかという声があったそうです。

また、幼稚園で終了後の預かり保育を利用している母親から、お盆休みになると保育園にも幼稚園にも子供を預けることができない、そういう点では何とか見てほしいという相談も受けたと言っております。

私は、これは需要だと思うのですけれども、これは需要ではないというふうに考える点について疑問に思いますが、こういう具体的な声を福祉部は把握しているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

全てのことについて把握をしているわけではございませんけれども、今のお話のとおり、実際に地域にニーズがないということで認識しているわけではございません。確かに地域的に実施施設は中央部に多くありますので、利用のしやすさという面では、そうした御意見などがあり得ると思っております。

○中島委員

私が議員になったころは、市内の障害児保育の受入れというのは中央保育所1か所だけでした。しかし、これは適切だとは思えないということで、私は市内のいろいろな保育所に拡大すべきだということを議会で取り上げまし

たが、そのときも需要がないの一点張りでなかなか認めませんでした。結果的に需要が出たら検討するというところで、その後、拡大になっております。

子育て支援課に聞きますが、障害児保育の平成14年度からこの25年度に至るまで受入れ施設数、それから受入れ合計人数でどういう変化になっていますか。

#### ○（福祉）子育て支援課長

障害児保育の実施につきましては、平成13年度までは中央保育所を指定保育所として行ってまいりました。その後、保育所の利用選択制等の動向もございまして、14年度からは実施できる保育所での受入れを進めたところがございます。そうした中で、14年度につきましては3か所3人です。それから、15年度は3か所5人です。それから、16年度2か所4人です。17年度4か所5人です。

（「全部言わなくていいですよ」と呼ぶ者あり）

18年度7か所8人です。19年度8か所11人です。

（「言わなくてもいいです」と呼ぶ者あり）

最終的に25年度は13か所で24人の子供を受け入れております。

#### ○中島委員

このように需要がないと言ってお断りになっていた障害児保育も、それぞれの施設で受け入れることが可能になったら3か所3人から24人の子供が13か所で実施していることです。公立保育所が積極的に受入れをしているというのは事実です。しかし、認可外保育施設でも子供たちを受け入れています。

需要というのは、やはり掘り起こすということも必要だと思うのです。この数字の数だけで少ないから要らない、多いから増えたというだけではなくて、現場の声とそれから必要性については、社会の流れです。働く母親を増やすという問題とあわせて検討すべき中身だと思います。

今年度実施しなかったら、また来年度から新しい計画を立てる時期なのです。そういう意味で、病児保育のこともありましたけれども、積極的な推進をぜひ期待したいと思うのですが、せめて一時保育は今年度中に1か所開設するというにはならないのか、再度お聞きして終わりたいと思います。

#### ○福祉部長

政策というのはこちらから掘り起こすということも、確かになくはないのですけれども、こういった保育の事業というのは、やはりニーズを見ていくということが肝心ではないかとも思っております。

今年度の一時保育でございますけれども、現在の利用状況というのは、これまでの動向から見ますとなかなか伸びていないという状況がありますので、その状況で今年度の一時保育を実施するというのはやはり非常に難しい状況であると今考えております。

今後は、昨年度実施しましたアンケート調査の結果、あるいは今年度の受入れ人数、2か月分は相当少ないですけども、これからの動向も若干見ながら今後については考えていく、そのように思っております。

#### ○中島委員

これは終わりますけれども、それは平成25年度に決心する中身だったと私は思っております。そして、子育て支援のアンケートの中でもこの需要はあると認めているわけですから、ぜひそういう検討をしていただきたいと思っております。

#### ◎精神障害者のバス運賃の割引について

精神障害者のバス運賃の割引についてお聞きします。

平成24年第3回定例会での小貫議員の一般質問で、精神障害者のバス運賃の割引についてバス事業者との交渉を求めておりましたけれども、その後この事業者との交渉は行われたのか、それからその反応とございますか、バス事業者の御意見とございますか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

その後の交渉状況等についてでございますけれども、まず直接北海道中央バス小樽事業部とやりとりしたのは、定期的に中央バスと懇談の場を設けておりまして、それが平成26年2月でございます。その際に私どもから直接バス運賃の割引について要請をいたしました。

それから、これは北海道市長会の関係でございますけれども、年に2回、国に対して要望する機会がありますが、春季、秋季ともに北海道市長会から、この精神障害者のバス運賃の割引についてなかなか進んでいない状況なので、事業者に対して指導、要請の徹底を図るようという要請をしているところでございます。

○中島委員

中央バスとの交渉の結果はどうだったのですか。

○保健所次長

話合いの中で、中央バスの回答というのは、身体障害者と知的障害者は割引制度があるのに精神障害者だけが該当しないのは理屈が立たないだろうということは理解していると。ただ、中央バスの歳入的な問題もございまして、実際は難しいということでございましたが、小樽事業部といたしましては、本社に小樽市の意向を伝えたいという回答を得てございます。

○中島委員

2012年7月に国土交通省が標準約款を改定して、この運賃割引対象に精神障害の方もつけ加えたわけです。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方というのを加えているのですが、小樽市内でこの手帳交付を受けている方は、今、何人ぐらいいますか。

○（保健所）保健総務課長

平成24年度末での数字でございますけれども、514人でございます。

○中島委員

小樽市では、精神障害のある方で精神障害者社会復帰施設に通所で通っている方々への交通費助成制度というのを持っております。これは、どのぐらいの方が利用していて、どんな仕組みで出されているのか、決算額と補助金などあれば、その内容も含めてこの制度について説明してください。

○（保健所）保健総務課長

まず、利用者でございますけれども、これは平成25年度の実績でございますが、64名の方が利用されています。

この事業の内容でございますが、まず精神障害者社会復帰施設に通われている精神障害者の方ですけれども、あらかじめ通所経路等について小樽市に対して届出をしていただきます。その通所経路について社会復帰施設の施設長の確認を受けていただくというのが、最初でございます。その後、実際に利用した方が施設長の通所状況の証明を受けた、申請を出していただいて、それを受けて市からお金を支給する、あるいはその利用されている方の委任を施設の代表者が受けて、その施設から申請をいただくと、その利用交通費の半額を助成するという制度でございます。本年度の予算額で申しますと事業費が約350万円、うち地域づくり総合交付金が50万円入っておりまして、一般財源が約300万円という中身になってございます。

○中島委員

これは小樽市の単独事業で、道から50万円のお金が出て実施している制度です。

それで、この社会復帰施設に通って制度を利用している方が64名ですけれども、本来なら、申請できる条件のある方、全体の手帳交付者が514人と言っていましたけれども、そのうち通所して本来なら申請できる方というのはどれぐらいいるわけですか。

○（保健所）保健総務課長

社会復帰施設に通われている方の数というのは190名です。この190名の中には生活保護を受けている方、これは

そちらから交通費が支給されますし、あとは徒歩の方もいらっしゃいますので、それらの方を除いた残りの方というのが64名ということでございます。

**○中島委員**

私たちが、今、要求している精神障害者のバス運賃の割引というのは、今この小樽市内では514名の手帳交付者のうち64名の方が市独自の努力と道の補助金の中で、2分の1のバス賃を通所するときには補助されているわけです。これをこの500名全体に適用しようというのが今の提案、働きかけの中身です。

それで、あまり進んでいないのです、全道市長会が一生懸命交渉もしていると言いましたけれども。ただ、日本共産党小樽市議会議員団としてバス事業者との交渉があったときに、自治体からの補助金をもらいながら始めるケースが出てきたという話がありました。バス事業者も、経営的には困難だということで二つ返事というわけにはいかないようですが、例えば小樽市のふれあいパスのような形で、何らかの自治体補助をやりながら実施することができそうだとということで、実際には本年4月から旭川市でこの2分の1バス料金割引が始まっています。同じようなものになるかどうかは別として、ぜひ研究して、小樽ならどうやったらやれるかということを考えていただきたいと思うのですが、このあたりの問題については御承知でしょうか。

**○保健所次長**

その旭川市の事例につきましては、まだ承知していない状況でございます。

小樽の通所交通につきましては、市内の施設に通所する方、それから札幌市の施設に通所する方がいますので、例えば北海道中央バスだけでなく、JR北海道という部分もございます。

ただ基本的には、国でも昨年、国会の厚生労働委員会で、国として各公共交通事業者に対して非常に強く指導するとともに理解と協力を求めたいという答弁をしておりますので、基本的には国でこういった自治体をまたがるような交通の方法も実際やっていますので、国で一元的にやっていただければ一番ありがたいと考えています。

ただ、今、中島委員がお話しされた、旭川市の事例を私どもは把握してございませんので、個人に対する助成から事業者に対する助成というものをできるかどうか、旭川市の実態をよく聞きながら研究してまいりたいと考えてございます。

**○中島委員**

ぜひよろしくをお願いします。国がやるのが本当は基本だと思いますから、そのことについては大賛成です。

**◎臨時福祉給付金について**

最後に、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金について林下委員からも質問がありましたので、重ならないように何点かだけ聞きたいと思います。

今回お知らせという形でこの申請書の請求はがきが全世帯に配られております。このお知らせを、申請書の請求はがきを送った後から、給付金の交付までの手続を具体的に説明してください。

**○臨時福祉給付金等給付事業実施本部総務班長**

全世帯に対して今回給付金のお知らせと、それから申請書の請求はがきというものを送っております。案内文書等を読んで自身がこの給付金の対象となると思われる方については、そのはがきを返送していただいています。こちらで、そのはがきを受理した後に、今度は申請書を郵送でお送りします。その申請書に必要な事項を記入し、必要な書類を添付していただいて、再度こちらに返送していただきます。申請書が返送されましたら、その内容を審査しまして、支給となる方については支給決定通知書、支給とならない方については不支給決定通知書というものを送付した後に、支給決定通知書を送った方に対しては給付金を振り込むという流れでございます。

**○中島委員**

つまり一つの世帯にしてみたら、お知らせと申請書の請求はがきが来て1回、それから送った後、申請書がまた送られてくる。それを送ったら、支給になります、なりませんと、3回、事務連絡が届くことになります。先ほど

言ったところで言うと対象件数が 2 万 2,000 件ですから、そのうち大分少なくなるとは思いますが、2 万 2,000 件が該当するという予定だと言っておりますけれども、この作業を 1 件につき 3 回ずつやるわけです。

事務費というのが見込まれているのか、給付金二つについてそれぞれ事務費の予算額というのがあるのか、この事務費についてはどういう形で拠出されるのか、このあたりはどうですか。

**○臨時福祉給付金等給付事業実施本部総務班長**

事務費については、それぞれの給付金で予算計上しております。あわせて申し上げますと、通信運搬費経費としまして両給付金を合わせまして約 1,100 万円を見ております。そのほか事務費としては、システム購入費の委託料として 1,470 万円、それから職員の時間外手当、それから賃金等合わせて 2,000 万円、事務費の総額としては約 6,000 万円でございます。この事務費については、100 パーセント国費で見られることになっております。

**○中島委員**

国費というのは、地方交付税に入ってくるという中身ではないですか。これだと全額減らされたり、どこに来ているかわからないというのが通常ですが、このあたりはどうですか。

**○臨時福祉給付金等給付事業実施本部総務班長**

これは国庫補助金でございます。交付決定通知、まず 1 回目に来まして、国の予算等の関係から 7 割ということを示されておりますけれども、当初の予定どおり、この補助金については実施した額の 100 パーセントを補助しますということで通知が来ております。

**○中島委員**

問題は、このお知らせには問い合わせ先が消防庁舎 6 階と書いてあるのですが、この消防庁舎の場所を訪ねてくる方が私たちの市議会議員団の控室にも時々いらっしゃるのです。この消防庁舎の場所を説明するのがとても難しいのですが、皆さんに対する説明、それから本部を消防庁舎にした理由についてはどういうふう考えているのでしょうか。

**○臨時福祉給付金等給付事業実施本部総務班長**

確かに、本部があります消防庁舎 6 階というのは、一般の方にとってはややこしい場所だというのは認識しておりますけれども、この庁舎内、限られたスペースでございまして、平成 26 年 4 月からあいているスペースというのはそこしかなかったというのが実態でございます。

それから、実際に本部を訪ねてこられる方がいらっしゃいますけれども、基本的には電話での問い合わせが圧倒的に多いということと、それから訪ねてくる際に本館と別館の案内窓口がありまして、こちらにこの給付金の関係で訪ねてこられた方については実施本部の職員が 1 階で対応させていただいておりますので、場所の不便さはありますけれども、できる限りの対応はしているところでございます。

**○中島委員**

もうひとつの問題は、申請の期間と申請しなかった市民に対する対応です。これはあくまでも申請ですから、申請しなかった方々が何らかの理由で長期入院していたとか家を離れていたとか、目が悪くてそういうものは読みたくないなどいろいろな理由で、こういう事情を知らない方々が結果的に申請をしなかったということは、これまでのいろいろな例でもあり得ることです。こういう結果については、なるべくきちんと皆さんに徹底して支給していただきたいと思うのですが、どういう対策をとるつもりなのか。

**○臨時福祉給付金等給付事業実施本部総務班長**

申請期間につきましては、7 月 1 日から 10 月 1 日までの約 3 か月間でございます。

申請がなかった方の対応についてですけれども、この給付金はいくまでも申請方式でございますので、申請がなかった方については給付されないということは事実でございます。これまでもそうですが、広報、新聞、それからホームページなど周知できる機会がありましたら、できる限りそこで周知をしております。

○中島委員

広報、ホームページ、いずれも読むことが苦手な方々には、アクセスしにくい資料提供分野なのです。何とか口伝えとか話題になるとか、いろいろ工夫して徹底してほしいと私は思います。

消費税増税分に対する低所得者対策として、提案されて実施される中身ですが、労多くして1万円の支給にたどり着くかどうかと、なかなかしんどい中身だという実感をしているのですけれども、消費税増税そのものをやらないで、このような手間暇をかけなかったほうがよかったのではないかと思うのですが、市長はどうですか。見解をお聞きます。

○市長

私が答弁することではありませんので、失礼します。

○中島委員

しかし、今話したように市長の下で働いている職員の皆さんは大変な事務作業をこなしてこの仕事にかかっているわけです。国の方針とはいえ、この実態に即した中身なのか、本来の市役所業務に差し支えがあるようなことがあっては困るわけです。私は、そこら辺は市長としても御意見をいただいて、今後の参考にさせていただきたいと思うのですが、なければよろしいです。

○市長

ございません。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

○上野委員

◎米艦船入港受入れの判断基準について

米艦船の入港について質問させていただきます。

改めて、小樽市における米艦船の入港の基準について、どのような基準で入港を許可しているのかお聞かせください。

○総務部次長

小樽市における米艦船受入れの、いわゆる小樽方式の基準のことを聞かれているかと思うのですが、一つ目は入港時、出港時及び接岸時の安全性の確保ができていないか、二つ目が商業港としての港湾機能への影響、三つ目が核兵器搭載の有無の確認、そういったことで判断させていただいています。

○上野委員

それでは、これまでの米艦船入港に関しましては、その基準にのっとって対応されているということでしょうか。

○総務部次長

これまでもそのように対応してきております。

○上野委員

これまでで、米艦船の入港を拒否するというか、入港を受け入れなかったこともあったと思うのですけれども、それはどういう場合に入港を受け入れなかったのでしょうか。

○総務部次長

受入れ拒否といいますか、これまで米艦船入港の手配を頼まれましたが、小樽海上保安部に対してバースの手配ができないということで回答させていただいたのはこれまで2回ございます。今回来ますブルーリッジが大型商業船とバッティングしまして、バースの手配ができないということで接岸の許可をお断りしたというか、小樽海上保

安部にそういう通知をしたというのが 1 回、結果的には商業船が別の日になったものですから、ブルーリッジは入ってきてはいます。

それともう一回が、キティホークの随伴艦でヴィンセンスという船が来たのですが、それは直前で、私どもは聞いていなくて入ってきたものですから、それは接岸を認められなくなり、要は沖どまりの状態になってボートで岸壁を行き来したという例があったと思います。

#### ○上野委員

それでは、今二つほど事例が出ましたが、あくまでも先ほど答弁された基準に従って入港の許可をしているということですが、21日の新聞に、この米艦船の入港について市民団体から要請があった、その記事の中にこのような文書が書いてありました。市もできれば来てほしくないという思いはあると、過去には入港を断った実績もあるので検討していきたいという言葉が述べられているということなのですが、この文章を読むと、断った実績もあるので検討していきたいということで、米艦船の入港を断る何かそういう検討を今後していくのかというように捉え方もできますけれども、実際に今、市としてその米艦船入港をさせないような検討などがあるのかどうか、それとも現行上の基準に従って今後ともその基準どおりにやっていくお考えなのか、この新聞記事から読み取ると、この辺がなかなか見えない部分がありますので、明確にお答えいただければと思います。

#### ○総務部次長

先週も総務部長の記事が出まして、そのときは小貫委員から、あれは入港受入れに前向きなコメントだということで御質問がございまして、そうではないということで説明したところです。

それで、今回は逆に断るという記事で、別に総務部長と仲が悪いわけではないのですが、私が申し上げたのは、団体の方との話の中で、団体から冒頭申し上げました三つの要件について市がやっていることは形式的ではないのかという御発言があったわけです。それに対して私は、そうではなくて、先ほど言った大型商業船が入るときに断った事例もありますということで申し上げ、最終的には三つの要素なりを総合的に勘案して判断していくのだと、パースの手配ができるかどうかという答えを出していくのだとお話しさせていただきました。ただ、その要請の面談といいますか、話し合いが1時間以上になったものですから、その中でいろいろなポイントポイントの話がくっついてこのようになって、私も読みますと、いかにも断ることに前向きな記事だというふうには感じておりました。

市としては、これまでのスタンスというのは別に変わりございませんので、ハードルを上げたわけでも下げたわけでもないということでございます。

#### ○上野委員

ということは、今そのハードルを上げようとか、そういう検討をしているわけではないということでもよろしいのですね。今後とも、現行上のルールに従って粛々としていくという考えでいらっしゃるということでもよろしいでしょうか。

#### ○総務部次長

そのように考えています。

#### ○上野委員

##### ◎授業の進め方について

次に、教育委員会に質問させていただきます。

まず、授業の進め方というか授業内容について、お尋ねしたいと思うのですが、昨日、教育委員会主催の進路説明会がありまして、300人以上の方が来られて、小樽市内でも教育長が非常に進学についても新たな試みを行っていることについて、関心が高くなっているという感想を私も受けておりますし、聞き及んでおりますが、その中で教育長をはじめ教育委員会では、昨年秋から秋田の教育を取り入れることに非常に力を入れていらっしゃるという

うことで、昨年もいろいろ検証されましたけれども、秋田の教育の中のどういうエッセンスを取り入れて現在どういう取組をなされているのか、お聞かせいただければと思います。

○（教育）指導室主幹

教育委員会としては、これまで秋田への視察研修、それから秋田大学の教授を招いての研修会等を開催してございます。その中で、秋田の指導のよさを本市の教育に生かそうということで、まず一つ、やはり秋田では子供たちが授業に臨む姿勢、いわゆる学習規律、そういう言葉を使っておりますけれども、そういうことが確立されておまして、小・中学生ともに授業に対する積極的、真剣な取組と、そういう姿勢が見られるということが一つ報告されております。

また、授業における進め方です。指導過程、それから教員が行う板書やノート指導、そういうところが全体的に、全校的に統一して指導がされていると、そういった点で秋田の教育が成果を上げていると承知してございます。

○上野委員

それは認識で、実際に小樽では、どのようなエッセンスを取り入れて、今、取組をされているのかお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

教育委員会としては、まず昨年度から第 2 期、秋の学校訪問において全学級の授業参観、それから自校の教育課題を基にした研究授業の公開、それから全職員による研究、協議を義務づけておまして、そこに私たちも参加して、先ほど述べました秋田の取組について、各学校でどのように行われているか、また今後このように行ってくださいと、そういう部分での指導を行っており、それは全ての学校で昨年度は実施しております。また今年度も来てくれましたけれども、秋田大学の教授を招き、市内の中学校において研修会を開いて、今年度は継続的に秋にも同じ研修会を開いて、その変容を検証していこうという継続型の研修会を実施するなど、秋田の取組のよさを少しでも取り入れようという取組が進められてございます。

○上野委員

お答えいただいた中に、授業の統一という言葉がありましたけれども、やはり統一するには、しっかり、教科書で学ぶ、これが必要だと思うのです。プリントなどではやはり教員それぞれの個人的な主観でプリントをつくられますので。やはり教科書を基本に学ぶというのが一番大事で、そこで私は以前、教科書をしっかり学んで、板書も全てノートにしっかり記載し、ノートでその学びを記録して行って、その人その子の状況を見ていくことが大事である、ぜひそれを進めていただきたいという意見を出させていただいたのですけれども、その後、そのノートを使った教科書をしっかり学んでいく教育、授業の進め方というのは、教育委員会としてはどのようにお考えになられて、もし教育指導の中で指導されるようでしたら、どのように指導されているのかお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

ノート指導につきましては、これまでも何度も委員に話をさせていただきましたけれども、まず一つは自分の考えをしっかりとノートに記すことは、その学習の振り返りをする意味でも大変重要なことだと思います。それから、ノートがきちんととれるということは、家庭学習においても自分でノートをまとめられるという力にもなりますので、教科書を基にしてノートをきちんと書ける、そういう児童・生徒の育成には努めているところでございます。

授業の内容によっては、プリントを使う場合もございます。そういった場合には、そのプリントをきちんとノートに張るだとか、プリントをファイリングするなどして、学習の振り返りができるというような指導もあわせて行っているところでございます。

○上野委員

教育委員会は各学校に指導に行かれて実際に授業を見られている、私も一緒に行ったことがありますけれども、その中で実際に生徒のノートを確認したり、チェックなどはされておりますでしょうか。

### ○（教育）指導室主幹

私たちが学校訪問する際には、先ほど言いましたように全学級の授業を参観しますので、その中で子供たちのノートの様子だと教科書の使用の様子など、そういうことを確認し、それに対する適切な指導・助言を校長等に行っているところでございます。

### ○上野委員

されているということで、それをぜひとも進めていただきたいと。今回、学力テストではいろいろ議論がされておりますけれども、学校間格差は間違いなくあるわけでありまして。それに対して指導の中で、やはり授業においてもそれをチェックしていくのはノートだろうと。そういうところでしっかりと子供たちのノートがどのような形になっているのか、それを通じて授業の進め方、統一した授業というものを進めていただいて個性をしっかりと育む前提としては基礎学力が必要でありますので、ぜひともその御努力をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### ◎フッ化物洗口の実施について

次に、フッ化物洗口についてお尋ねいたしたいと思えます。

こちらは、たぶん 2 年ぐらい前でしょうか、質問させていただいてから結構時間がたっているわけでありましてけれども、現在このフッ化物洗口実施に向けて、教育委員会としてどの程度検討が進んでいるのか、経過も含めてお聞かせいただければと思います。

### ○（教育）指導室主幹

現在フッ化物洗口は実施していないわけですが、実施に向けるという形で、今年度、準備を進めていきたいと思っております。

北海道と道教委がフッ化物洗口が最も効果的な虫歯予防対策ということで取組を進めてきておりますが、その一方で教職員や保護者の方のフッ化物洗口の安全性に対する懸念ですとか、必要性についての疑問、また業務分担等の懸念など、そういった意見もあります。まずはそういった方々に対して丁寧に説明をしていくという形で、教職員に対する研修会を実施したいということで、これについては、具体的に歯科医師会と日程調整に入っている段階でございます。それを経まして、今度は保護者の方、PTA 連合会とも協議をさせていただきながら、保護者の方への研修会を今年度中に、講演会というか、そういった形で進めていきたいというふうに考えてございます。

### ○上野委員

フッ化物洗口については、私も以前質問したときに佐賀県の例を出しまして、全国的にも行われていて効果が現れていますし、先日ラジオで、北海道歯科医師会の会長がフッ化物洗口の話をして効果が非常にあるということをおっしゃっていました。

そこで、フッ化物洗口の安全性が懸念になるということをおっしゃいましたけれども、フッ化物洗口で何か事故が起きた事例などがあるのでしょうか。もしわかっていればお聞かせください。

### ○（教育）学校教育課長

具体的な事故の事例は聞いてございません。

### ○上野委員

ということは、やはり何か、あまり実質的な効果を知らない状態で何となく学校関係者の方が、また保護者も、そういううわさの懸念といいますか、都市伝説ではないですけども、そういうのが多いのかと、私は思っております。フッ化物洗口は、もう 2 年ぐらいお話しさせていただいております。やはり少しでもよいものはぜひとも前に進めていきたいと思うわけでありまして、今回、教職員向けに研修を行うということですが、やはり保護者も懸念を示している部分をしっかりと払拭していかなければならない。教職員もそうなのですが、保護者の方々、PTA ですとか、その辺に強くフッ化物洗口の効果というものを進めなければならぬと思うのですが、そ

の点に関してはどのような取組をされていく予定でしょうか。

○（教育）学校教育課長

先ほども触れましたけれども、保護者の方への講演会、これは歯科医師会のお力をかしていただきながら、専門家としてこういう効果があると。本州などでも効果があるという話もありますし、安全性についても七、八人分を間違えて飲まなければそういう危険はないというようなお話もあります。そういった具体例などを歯科医師からお話いただき、そういう安全性に対する懸念をお持ちの方ですとか、必要性について疑問を持たれている方に理解を求めていきたいと考えてございます。

○上野委員

前にも申し上げましたが、北海道は残念ながら子供の虫歯率が高いということです。やはり歯は何歳になっても残していかなければならない、大事なものですので、ぜひ正しい認識を広めていただいてフッ化物洗口が実現できるように少しでも前に進めていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎統合校の防災設備について

次に、統合校の防災設備についてお尋ねしたいと思います。

今、手宮地区統合小学校がつくられておりますけれども、以前、防災の関係で質問をさせていただきましたが、この新しい統合校に備蓄品なども含めて防災設備としてどのようなものを、具体的にお考えなのかお聞かせください。

○（総務）半田主幹

現在、備蓄品につきましては、平成29年度までの計画で毛布、ストーブ、組立て式トイレなどを全避難所に配備を進めているところでございます。

（「設備は」と呼ぶ者あり）

統廃合となる学校の備蓄品を手宮地区統合小学校に配備する予定でございます。

○上野委員

ということは、今、防災備品、ストーブやら毛布やらおっしゃいましたけれども、一般的に避難所に置いてあるものを統合校にも設置するということでよろしいのでしょうか。

○（総務）半田主幹

はい、そのとおりでございます。

○上野委員

前回質問したときに電気のお話をさせていただいたのですが、今おっしゃった中には電気がないのです。やはり災害時に停電してしまいますと、当然真っ暗になってしまうわけでありまして、そこで電気を確保するような発電システム、そこまではなかなかいかないというのは前回、御答弁をいただいているのですが、小型発電機のようなものも今後やはり防災の備品の中につけ加えていく必要があるのではないかと思います。

やはり夜間に電気がないと、あかりもつかない。当然、電気、発電機があつてライトも必要でしょうが、そういう発電機のようなものの配備は今後お考えの中にあるのかどうかお聞かせください。

○（総務）半田主幹

今後、進めていく備蓄品の配備計画の中で、発電機の配備などについて、検討させていただきたいと思っております。

○上野委員

ぜひとも、避難所に発電機は必要であろうと思います。私の町会でも、発電機はこのたび防災ということで購入させていただいて、防災意識も高めておりますので、ぜひ避難所への、特に新校舎におきましては当然大勢の方が集まりますので、夜間等対応できる、そういう発電機などの備品もお考えいただければありがたいと思います。

また、今度、山手地区統合小学校の新築が計画されておりますけれども、そこにおける防災、今度は設備ですが、まだ計画はなされていないのですけれども、発電システムとか、そういうものも検討の中に入るのかどうか、若しくはそれに代替するような今私が申し上げた発電機などの防災設備を置くことも、今後、検討していただきたいと思うのですけれども、お考えをお聞かせください。

○（総務）半田主幹

山手地区統合小学校についても、同じように備蓄品の内容について検討してまいりたいと思います。

○上野委員

ぜひとも、よろしくをお願いします。もし本当に建物の中に余裕があって、計画の中に入れば緊急の発電機なども検討していただくよう、どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木委員

◎小樽市住宅マスタープランについて

まず、小樽市住宅マスタープランについてでありますけれども、住宅マスタープランを今回つくるということで、第 1 回目の策定委員会が行われました。その中で、どのようなことを問題意識としてお話ししたかということを開きたかったのですけれども、先ほど皆さんのお話の中でも、人口減少ということで、小樽の状況が昔に比べて人が住むということに関して状況が変わっていると思います。まず、この住宅マスタープランの対象となるものはどういうものですか。

○（建設）越智主幹

住宅マスタープランの対象となるものにつきましては、今後10年間の官と民を含めた住宅施策がこの中に含まれているものでございます。

○鈴木委員

だんだん人口が少なくなって、市も市長を中心に本当に人口が減らないようにということで鋭意努力している、それはわかりますが、時代とともに、やはり人口は減るという中で、どうしても集住というか、このごろ市長の言葉の中でありまして、なるべく人が集まり集う、そういう場所をある程度市で誘導していきながら市民サービスとかをしていかなければいけないという考えだと思います。

今回のこの住宅マスタープランについて、市営住宅、道営住宅等は、ある程度なるのですけれども、民間の住宅、これは対象ですが、強制力とかインセンティブを示してどこかへ誘導して集めるという形はなかなか難しいと思うのですけれども、そういう考えはこの中に盛り込まれているのかお聞かせください。

○（建設）越智主幹

委員のおっしゃった考えにつきましては、今、計画の検討に入ったところでございまして、今後いろいろな検討をしていく中でどのような形で進めていくかということも含めまして、検討していきたいと考えております。

○鈴木委員

この項の最後の質問をします。当然住宅マスタープランの上位に小樽市都市計画マスタープランというのが当然あると思うのです。そうしますと、今回のこの住宅マスタープランの策定を、本来であればこの都市計画マスタープランの下に進めていかなければいけないと思うのですけれども、これが逆の形になる気もするのですが、これらの整合性はどうかお考えをお聞かせください。

○建設部副参事

整合性ということで、都市計画マスタープランは現行計画がございまして、土地利用の計画ですとか用途地域とかで住宅に関する大きな指針が示されてございます。御承知のとおり今後、都市計画マスタープランは見直しになるのですけれども、住宅マスタープランにつきましては、その都市計画マスタープランの現在の用途地域ですとか、

そういう住居系の部分も踏まえながら進めますし、逆に現在、庁内の検討委員会ということで都市計画の他の課長職も入った検討委員会を設けていますので、住宅マスタープランで何か施策の部分で都市計画マスタープランにかかわる部分があれば、今後の見直しの中で調整することを含め、そごのないように進めていきたいと考えてございます。

**○鈴木委員**

わかりました。そういうことで大変重要な計画でありますので、皆さんでしっかり話し合っただけで進めていただきたいと思います。

**◎ロシア沿海地方との港湾物流について**

次に、本市とロシア沿海地方との港湾物流、要するに小樽市の港湾の物流で対ロシアに関してどうなのかということでもあります。

小樽港研究会というものがあまして、今、中間報告をつくっているところということでもありますけれども、例えば対ロシアを考える場合、5年、10年とかすごい長いスパンだと思うのですけれども、今、小樽港研究会で港に対してお考えになっているところは、どの程度の範疇というか、直近の件なのでしょうか、それとも今後の長いスパンの件なのでしょうか。

**○（産業港湾）事業課長**

小樽港研究会での検討内容の時間的な考え方ですけれども、基本的にはこの研究会につきましては港湾計画の改訂を見据えてということで進めてございまして、一般的に港湾計画というと15年ということになりますし、また、その先の長期構想となりますと30年になりますから、こういった長期的なスパンで物を考えていくというのが基本でございますけれども、研究会で出ている議論につきましては、こういった中・長期的なというほかにも、短期的な部分も含めていろいろと議論をさせていただいているところでございます。

**○鈴木委員**

15年とか30年ということになりますと、この構成員として特に小樽の港湾業者が中心ということになりますけれども、やはり今後の例えば対ロシアなり、ロシアだけではないですが、小樽港に関して長い目で見るに当たっては、もう少し学識経験者等を入れてやらなければ目先のことだけになってしまう気がするのですけれども、その点はどうお考えですか。

**○（産業港湾）事業課長**

まず、この研究会の議論ですけれども、基本的には、港湾計画の改訂を進めていく前段の作業として、小樽市としての基本的な考え方を整理したいと思っております。その際に、この研究会での内容を基礎資料として活用して検討するということが基本になります。

今、委員からお話のありました学識経験者等を交える議論でございますけれども、これにつきましては、まず私どもが小樽市としての基本的な考え方を整理した後に、こういった学識経験者又は国の関係機関の方々にも集まっただけで、長期構想検討委員会を立ち上げることになります。この中で、広域的な視点ですとか長期的な視点を考えて、改めてこの長期構想を最終的に取りまとめるという流れで進めてまいりたいと考えてございます。

**○鈴木委員**

わかりました。それはよろしく願いますということで、この件で最後に聞きたいのですけれども、新聞等で旭川市を中心に対ロシア、そして今回、道庁も入っているいろいろなことをやっているわけですが、対ロシアに関して、小樽市はどうなのかということをお聞きしたいです。それはロシア貿易の先駆を自負しておりますこの小樽でありますから、簡単に聞きますと、焦らないかということをお聞きしたいです。そういういろいろな動きがあったときに、今何をやられているかということもお聞きしたいです。ほかがそういう動きを活発にされている中で、小樽が取り残されているような気がするのですけれども、そういうことに対して焦らないかということをお聞きし

ます。

### ○（産業港湾）港湾室主幹

ロシア極東地域につきましては、言うまでもなく本市にとりまして、地の利などの面からも非常に重要な対岸貿易地域であると、また、あわせて伸び代もあるということで考えております。

このロシア極東地域に対しましては、これまでは在来船による中古車輸出などを中心に行われてきたところでございますけれども、昨年開設いたしましたウラジオストクとの R O R O 船の定期航路、これにつきましては、今年になりましてから中古車だけではなく一般貨物の取扱いも試験的に開始されたという状況でございます。

ですから、我々といたしましては、この機運を最大限に生かしまして地元代理店とも連携するなど、新たな取扱貨物の拡大などについて、関係企業とともに情報収集などを進めてまいりたいということを考えております。

あわせて、これまでもポートセールス等につきましては、倉庫や運送、それから港湾関係業者、こういった民間の方々和市とで構成します小樽港貿易振興協議会、いわゆる O P S ですけども、そこで官民連携して取り組んできたところがございますので、ロシア貿易につきましても、そうした官民連携によって取り組んでまいりたいということで考えております。

### ○鈴木委員

毎回こういう質問をして、大変つらいだろうとは思いますが、これは本当に大事なことなので、ぜひとも検討、そして実践してものにしていただきたいということをお願いして終わります。

### ◎ I R 構想について

最後に I R 構想についてでありますけれども、まずは私ども自民党のスタンスといいますか、そういうところからお話をしなければいけないと思います。

まず、この I R 構想でありますけれども、カジノを一つの中心としまして、コンベンションホールそれから観光施設など、いろいろなものをやって、この I R で観光客を呼ぼうという話であります。例えばカジノが国で解禁されたから、首に縄をつけてでも引っ張ってこいという話ではないのです。我々自民党も本当の中身のことは皆さんと同じようにわからないというのが現状であります。

少ない情報の中でもそういうものを持ってきた場合、確かに功罪いろいろあるとは聞いておりますが、経済波及効果並びに雇用が増える、そして既存の観光施設だったり、我々が今抱えているいろいろな市の物件、そういうものを改修したりすることができるのではないかと、そういうお話もあるので、我々としては、例えば今、市民会館がぼろぼろになって改修もままならない、そういった中で、もしかしたらカジノを含む I R の形で再生できるかも、そして、そういったものに対するいろいろな税金や、そういう観光振興費みたいな形で出るもので福祉、教育など、いろいろなものにお金をかけることができるのではないかと。そして、何といたしましても、それによって観光そのものを一緒に快活にできるのではないかと。

今、我々もそうですけれども、小樽市議会の中で、いろいろな会派の方が人口減のことを言っています。本当に起爆剤となるものがない中で、わらにもすがるといのも一つ、そういう思いでもあります。そういった中で、嫌だからとか、そういう雰囲気になじまないというだけで、このまま手をこまねいて、これをみすみすただ横目で見過ぎてせないほど、やはり我々は追いやられているというぐらいの気持ちはあります。ですから、鋭意研究をして、もし功罪の中の功が大変目を見張るものがあるということであれば、これは取り組むべきだというのが本音であります。

そこで、お話ですけども、フランスのニースにパレ・ド・ラ・メディテラネという古風なカジノがあるのですが、私は 20 代のころ、そこに行ったことがあります。そのときは学生でありましたけれども、本当に 0 0 7 に出てくるようなすごい建物でありました。中にはドレスコードがあって、そして、ショーもあり、何か異次元にいるようなすばらしいところでありました。

それで、1995年には濟州島のカジノに行かせていただきました。このときはコンパクトなカジノでありまして、やっている方は外国人の方で、きれいなカジノでありました。今回いろいろな会派の方から、この江原道というのがひどいというお話を聞きまして、これは1回見に行かなければいけないということで、今回、自費で市長のお供をして韓国に行ったわけでありまして、実際にカンウォンランドを見てまいりました。市長もお話していたとおり、夜に行ったわけではありませんが、丘の上に豪華な建物のカンウォンランドがあります。その下の2キロメートルほど離れた谷間に、集落というのか、本当に小さいですけども、まちがあります。そちらを見ますと、金貸しの看板とか、それから、ネット風評であったような、そういうニュアンスの、字は何て書いてあるかわかりませんが、ぎらぎらとした感じで、これは金貸しとかそういうものなのだろうかと、そのまちの雰囲気は決していいとは思えませんでした。ビジネスホテルが建ち並んで、どちらかというと暗いまち並みでありました。

先ほど言ったように、カジノというのはいろいろな形があります。そのカンウォンランドは確かにカジノの中を見ますと、サンダル履きで前かけをしている女性が来ている、そして汚らしいTシャツを着た方も入って、そして日本で言うところの風俗みたいな形の、本当に誰気兼ねなく来ていて、我々が思っているカジノとは本当にかげ離れた形でありました。

どうしてかということをお聞きすると、やはり廃鉱した炭鉱のまちを再生するために、何も無いところにカジノとホテルをつくって、そういった中で韓国中の人々が鉄火場みたいな形でばくちを打とうということで集まってきました。それが2000年です。そういった形で、あまりにも殺伐としてひどいものだから、スキー場をつくって、ゴルフ場をつくって、コンベンションホールをつくって、新しいホテルを建てて、見ばえは繕いました。が、時既に遅しという形で、私が、金浦空港に帰るときにタクシーの運転手に江原道ってどういうところかと聞いたら、あそこは普通の人が行くところではないと実際に申しいていたのが韓国の方の意見だと思います。

では、どうしてそのようになったかということですが、逆に言うと何も無いところにカジノとホテルをつくってそういうふうになると、そういうふうになるのだと。ですから、ほかに観光産業があったり、きちんと見るもの、そして楽しむものがあるところにつくらなければ、これは本当にそういうカジノになってしまうという気がしました。

そこでお聞きをしなければいけないのです。先ほど言ったようにニースのカジノ、それから濟州島のカジノ、そしてカンウォンランドがあります。もし、小樽への誘致が実現するのであれば、もちろんカンウォンランドを全部否定するわけではありませんけれども、なかなか厳しいカジノの形態だというふうに思っています。ですから、市長にお聞きしたいのは、一緒に見に行つたぶん同じ思いだとは思いますが、学ぶべきところはそういうようにならない部分ということを考えていただきながら、このIRということをおひとつ念頭に置いていただければいいかなと思います。

それからもう一つは、先ほど言ったように雇用、そして経済、いろいろな面で疲弊して人口減の中のこの小樽で、ただ嫌だとか雰囲気が嫌いとかいうだけで検討をやめるということはもちろんないと思っておりますけれども、そういうことではなく、実際に数値できちんと把握できる形で進めていただきたいということの2点をお願いして、質問にかえます。

#### ○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

委員が言われましたように、カンウォンランドの施設といいますのは、廃鉱した炭鉱跡の地域の活性化ということをお大きな目的に建てられたということで、今、国に上がっておりますIR推進法案では、その第6条において、整備の推進に関する基本方針という中で、一つとして国際競争力の高い魅力ある観光地の形成と、観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興と国際観光ということをおこの整備の基本方針でうたっております。ですから、カンウォンランドというところは99パーセント自国民の来場というふうにもなっておりますので、そういった面では、今、日本で法案として、まだ案でありますけれども、考えているものとは違うと考えております。

### ○鈴木委員

今お話があったように、日本で初めてのことでありますし、状況からいうと、東京、それから大阪、沖縄ですか、北海道はちょっと厳しいというお話も聞いています。逆に言うと、2次でつくる場合など、時間が少しできたのかもしれない。ですから、そういったことをしっかり勉強して、先ほど言った功罪、いろいろな考えがあって本当に小樽に必要なものであれば、これは推し進めるべきでありますし、そのことについてしっかり論議をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

### ○市長

IRの推進については、いつも申し上げていますように、日本では法律がまだできていないわけですから、法律ができた後にどういうことなのか、どういうことがいいのかということについては取り組んでいきたいと思っております。

ただ、鈴木委員がおっしゃるように、カンウォンランドについて否定するのか肯定するのかというのは非常に難しいところがあると思うのです。私としては、カンウォンランドの視察も一つの形として、ああいうのもあるのだなというふうに見てまいりましたし、濟州島についても同じように見てまいりました。それから、以前には、市長になる前でありますけれども、マカオも視察に行って現地の事業者の方たちにいろいろとお話を聞かせていただいております。そのほかニュージーランドですとかオーストラリアですとかそういった中で、日本の今のIR推進法ができたときにどれが一番いいのか、何がこの日本、小樽に一番マッチングしているのかという、そういったことについて取り組んでいきたいというふうに思います。

ただ、何度も申し上げておりますように、IRにつきましては、私は観光振興あるいは地域経済あるいは雇用関係、いろいろな意味でプラスになるところは多いだろうと、これは私の考えであります。しかし、今、委員がおっしゃるように、必ずしもバラ色ではありませんので、いろいろな問題点もあろうかと思っております。そういう問題点についてはそうならないように、市民の皆さんが心配されないようにという取組方が必要だろうと私は思っているところでございます。

IR推進法ができた時点で、市民の皆さんにもいろいろとお話をさせていただきたいと思っておりますし、いろいろな形で今まで御質問に答弁してきたことについては、そのとおりに取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時12分

再開 午後4時33分

### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、鈴木副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと、深く感謝いたしております。意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。